

# 医療施設等物価高騰対策支援給付金 申請要領

## 【申請受付期間】

令和5年7月18日（火）～令和5年9月15日（金）

※電子メール又は郵送で申請してください。（持参不可）

※申請様式は、大洲市公式ホームページからダウンロードしてください。

ホーム>組織で探す>健康増進課>医療施設等物価高騰対策支援給付金について  
URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kenkou/55078.html>

※本給付金の申請は、1施設につき1回限りです。

※1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。

※申請書の不備等について連絡があった場合は、速やかな対応をお願いします。

## 【お問合せ先】

大洲市市民福祉部 健康増進課

TEL：0893-23-9117

午前9時～午後5時（土日祝日除く）

## 【提出先】

<電子メールの場合>

kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp

※必ずTo又はCcで自社の責任者の個人アドレスにも送信してください。

※誤送信のないようご注意ください。

<郵送の場合>

〒795-0064

大洲市東大洲270番地の1

大洲市総合福祉センター内 健康増進課 宛



医療施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）は、医療施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により支給します。

## 1 趣旨

物価高騰が長期化する中、公定価格により運営されているため患者等に経費負担を転嫁できない医療機関に対して、緊急的に給付金を支給することにより、安全・安心で質の高い医療サービス等の維持を図ることを目的とします。

## 2 支給対象者

### 1 対象施設

給付金の支給対象は、次のいずれにも該当する施設とします。

- (1) 所在地が大洲市内にあり、令和5年2月28日以前に運営を開始し、申請日時点で運営を継続している別表に掲げる施設
- (2) 物価高騰による光熱水費、燃料費、食材費、資材費等の運営費増加額が1万円以上となる施設
- (3) 大洲市高齢者施設等物価高騰対策支援給付金を受給していない施設

### 2 対象外施設

次のいずれかに該当する者が設置する施設は、支給の対象外とします。

- (1) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が設置する施設
- (2) 市税に未納がある者（法人を含む）が設置する施設
- (3) 上記のほか、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認める施設

### 3 支給額

施設の運営開始日に応じて、次の1から3のとおりとします。

なお、いずれの場合も、

- ・運営を開始した日が令和5年3月1日以降である施設
- ・物価高騰による運営費増加額が1万円以上とならない施設

は支給されません。

#### 1 令和3年12月31日以前に運営を開始した施設

施設ごとに、令和4年12月～令和5年3月（以下「対象期間」という。）における運営費合計額が前年度同期の合計額よりも増加している場合、その増加額が、別表「支給単価表」で該当する施設区分の

①支給単価（上限額）以上の場合、支給単価

②支給単価（上限額）未満の場合は、運営費増加額（1万円未満切捨て）

を支給額とします。

#### ご注意ください！

増加額の算定において、前は、対象期間のうち増加額が最も高くなる期間を抽出して算定しましたが、今回は対象期間（R4.12～R5.3）全体の合計額を比較して増加額を算定するよう変更しています。

<例> 無床診療所 支給単価（上限額）：270,000円

- ◆令和4年12月～令和5年3月の運営費の増加額が支給単価以上であれば、支給単価270,000円を支給。

R3年度	R3.12月	R4.1月	R4.2月	R4.3月	合計
	185,000	215,000	205,000	160,000	765,000
R4年度	R4.12月	R5.1月	R5.2月	R5.3月	合計
	230,000	300,000	280,000	235,000	1,045,000
				差額	280,000

差額合計 280,000円 > 支給単価 270,000円 → 支給額 270,000円

- ◆令和4年12月～令和5年3月の運営費の増加額が支給単価以下であれば、増加額（1万円未満切捨て）を支給。

R3年度	R3.12月	R4.1月	R4.2月	R4.3月	合計
	185,000	215,000	205,000	160,000	765,000
R4年度	R4.12月	R5.1月	R5.2月	R5.3月	合計
	205,000	275,000	270,000	183,000	933,000
				差額	168,000

差額合計 168,000円 < 支給単価 270,000円 → 支給額 160,000円

## 2 令和4年1月1日以降に運営を開始した施設

対象期間と前年同期間の比較が困難であるため、以下の方法により支給額を算出します。

### (1) 令和4年1月1日～令和4年11月30日の間に運営を開始した施設

「運営開始月から令和4年11月までの運営費の月平均×4ヶ月」と「令和4年12月から令和5年3月（4ヶ月）の運営費」を比較して増加額を算出し、

①支給単価以上の場合は、支給単価

②支給単価未満の場合は、運営費増加額（1万円未満切捨て）を支給額とします。

<例> 無床診療所 支給単価：270,000円、運営開始日：令和4年6月

- ◆運営を開始した令和4年6月から11月の運営費の月平均額に4ヶ月を乗じて得た額と、令和4年12月から令和5年3月の運営費の合計額を比較して増加額を算定。  
増加額が支給単価以上であれば支給単価を、増加額が支給単価未満であれば増加額（1万円未満切捨て）を支給。

R4年度	R4.6月	R4.7月	R4.8月	R4.9月	R4.10月	R4.11月
	195,000	240,000	265,000	205,000	180,000	160,000

- ① 令和4年6月～11月の月平均額を計算  
 $1,245,000円 \div 6ヶ月 = 207,500円/月$   
② ①の平均額に4ヶ月をかけて運営費を算定  
 $207,500円 \times 4ヶ月 = \mathbf{830,000円 \cdots A}$

R4年度	R4.12月	R5.1月	R5.2月	R5.3月
	230,000	300,000	280,000	235,000

令和4年12月から令和5年3月までの運営費の合計額を計算  
 $\mathbf{1,045,000円 \cdots B}$

BとAの差額(=増加額) 215,000円 < 支給単価 270,000円 → **支給額 210,000円**

(2) 令和4年12月1日～令和5年2月28日の間に運営を開始した施設

運営開始月と以降の各月の運営費を比較した増加額の合計を算出し

①支給単価以上の場合は、支給単価

②支給単価未満の場合は、運営費増加額（1万円未満切捨て）  
を支給額とします。

<例> 薬局 支給単価：30,000円、運営開始月：令和5年1月

◆運営開始月と令和5年3月までの各月の運営費を比較した差額の合計（=増加額）を算出し、増加額が支給単価以上であれば支給単価を、増加額が支給単価未満であれば増加額（1万円未満切捨て）を支給。

R4年度	<b>R4.12月</b>	<b>R5.1月</b>	<b>R5.2月</b>	<b>R5.3月</b>
	230,000	300,000	295,000	255,000
	<b>差額</b>	<b>70,000</b>	<b>-5,000</b>	<b>-40,000</b>

運営開始月から3月までの各月の差額の合計 25,000円

差額合計 25,000円 < 支給単価 30,000円 → **支給額 25,000円**

※ 1、2(1)、2(2)いずれの場合も、運営を開始した日とその月の初日以降で、操業日数が1か月に満たない場合は、運営費の日額を計算（円未満切捨て）し、その月の日数を掛けることで、1月分の運営費とします。

3 令和5年3月1日以降に運営を開始した施設について

運営開始月が対象期間最終月と同じで、運営費増加額が算定できないことから、給付金の支給対象外です。

## 4 申請手続

### 1 受付期間

令和5年7月18日(火)～令和5年9月15日(金)

郵送の場合 : 9月15日までの消印有効

電子メールの場合 : 9月15日17時までの受信

### 2 申請書等

申請書類			
	様式	書類名	注意事項
①	支給要綱様式 第1号	医療施設等物価高 騰対策支援給付金 支給申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>提出方法は電子メール又は郵送に限ります。</li><li>振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。</li><li>必ず申請者名義の口座を指定してください。 (※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。)</li></ul>
②	—	振込先が分かる書 類(預金通帳等) の写し	<ul style="list-style-type: none"><li>通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写しを添付してください。</li><li>電子メールでの提出の場合は、写真データによる提出可</li></ul>

※申請書様式は、大洲市ホームページからダウンロードしてください。

ホーム>組織で探す>健康増進課>医療施設等物価高騰対策支援給付金について

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kenkou/55078.html>

### 3 提出先・提出方法

電子メール又は郵送により、次の宛先まで提出してください(持参不可)。

なお、電子メールによる提出の場合は、交付申請書の押印を省略することができますが、下記の留意事項に注意してください。留意事項の内容が確認できない場合は、申請を受け付けることができない場合があります。

#### 【電子メールの場合】※押印不要

(提出先) [kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp](mailto:kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp)

(留意事項) 提出先にメール送信する際は、必ず To 又は Cc で自社の責任者の個人アドレスにも送信してください。

#### 【郵送の場合】※押印必要

(提出先) 〒795-0064

大洲市東大洲 270 番地の 1

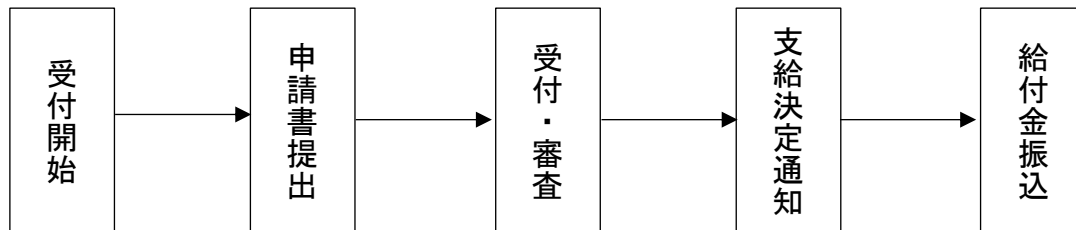
大洲市総合福祉センター内 健康増進課 宛

#### 4 審査・振込

事務局による審査の結果、給付金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を送付のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、速やかな対応をお願いします。

##### 【審査の流れ】



#### 5 その他

- ・申請は、1施設につき1回限りです。
- ・1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。

#### 5 その他

- 1 給付金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消し、給付金を返還いただきます。
- 2 申請に係る証拠書類（電気代など運営費の領収書等、運営費増加額を算定した計算メモ）を整理し、給付金の支給年度の翌年から起算して5年間保管してください。
- 3 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 4 申請により得られた情報は、医療施設等物価高騰対策支援給付金支給業務以外に使用することはありません。

別表：支給単価表

単位：千円

施設区分（支給対象施設）		支給単価 （1施設あたりの支給上限額）
病院（保険医療機関に限る。） （定額＋病床数による加算）		800 10/床
有床診療所（保険医療機関に限る。）		800
無床診療所＜医科・歯科＞（保険医療機関に限る。）		270
訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）		90
その他	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。）	30
	薬局（保険薬局に限る。）	30

ただし、施設区分（支給対象施設）は、法令等に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限り。